

米国特許・商標ニュース

米国特許商標庁、審判審理を6カ月で終了させる請願を許可する ファストトラック審判パイロットプログラムの開始を発表

2020年7月27日

米国弁護士
服部 健一 (Ken I. Hattori)
本橋 美紀 (Miki Motohashi)

米国特許商標庁における特許審判審理は、2015年頃には30カ月程度かかっており、継続期間が長すぎるといった批判があった。それに対し、米国特許商標庁は審判審理期間を短くするために、期間限定で Track One (Track I Prioritized Examination) を施行してきた。これにより継続期間は現在平均1年3カ月(15カ月)程度に抑えることが可能となり、Track One は人気があったもののケース/技術分野(エネルギー分野等)によってはもっと早い期間を要求する声もあった。

そのため、米国特許商標庁は7月1日に、Track One の後続となる「ファストトラック審判パイロットプログラム」を発表した。本プログラムは特許審判部(PTAB)における査定系審判の審理を請願が許可された日から6か月以内に決定されることを目標とするもので2020年7月2日から1年間実施される。

本プログラムの対象となるには、次の4つの条件を満たす必要がある。

1. 出願の種類: 通常特許、デザイン特許、植物特許 (継続・分割出願や仮出願は対象外)
2. 対象となる請願: 既に審判通知が出され、米国特許商標庁によって特許審判部ドケット通知が発行されている査定系審判
3. 請願書: 審判請求人は、USPTOの電子ファイリングシステムを介して37 CFR 41.3に基づいて請願書を提出する。フォームは以下リンクを参照
[Form PTO/SB/451](#)
4. 手数料: 37 CFR 41.20(a)に基づいて、請願時に請願費400ドルの手数料を支払う

本プログラムはこれから1年間実施されるとしているが、米国特許商標庁は、この期間を延長する可能性があるとしている。延長の場合は内容の修正も含まれる可能性がある。また、本プログラムで受理できる請願の件数は四半期ごとに最大125件で、最初の会計年度で最大500件に制限される。この受付可能数は、特許庁ウェブサイトの本プログラムに関するまとめのページに随時更新されている。プログラムへの参加を希望する審判請求人はこれを参考に請願のタイミングを検討できる。下記の表は7月17日時点での請願数と残りの請願枠数を示している。

開始日	7/17 現在	請願数	請願許可	残請願 枠数	請願 停止	全請願 許可数
	As of date	Petitions received in quarter	Petitions granted in quarter	Available petition slots in quarter	Petitions held in abeyance	Total granted petitions
Quarter 1 (starting 7/2/2020)	7/17/2020	21	20	105	0	20

本プログラムの口頭審理は、通常的口頭審理の審判手続きに従って行われる。現時点では、COVID19の影響で、電話によって口頭審理が行われている。

本プログラムでは迅速に審理を進めることを目的としているため、米国特許商標庁が指定する口頭審理の日付を変更することはできない。やむを得ず日程調整ができず、本プログラムへの参加を放棄する場合は、既に支払った請願費400ドルの返金はない。

米国特許商標庁長官の Andrei Iancu 氏は、本プログラムは Track One 優先審査プログラムの延長として機能し、これは、米国における技術革新者達に非常に人気があることが証明されていると述べた。これにより、米国特許商標庁で初めて、出願人は特許審査と審判の両方を迅速化できるようになり、通常の出願の約半分の時間で最も重要な発明に関する決定を得ることができるようになっている。

特許審判部の首席裁判官である Scott Boalick 氏は、「近年、審判の係属期間を2015年の平均約30か月から現在の平均約14か月に減らし、大きな進歩を遂げたが、この請願制度でさらに迅速な手段を提供できるようになり、発明者や企業が特許可能な発明をより早く商業化できるようになることを嬉しく思う」とも述べている。

米国特許商標庁の本プログラムに関するまとめは以下を参照。

<https://www.uspto.gov/patents-application-process/patent-trial-and-appeal-board/fast-track-appeals-pilot->

[program?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term](https://www.uspto.gov/patents-application-process/patent-trial-and-appeal-board/appeals-and-interferences-statistics-page)

審判審理の継続期間の統計は以下を参照。

<https://www.uspto.gov/patents-application-process/patent-trial-and-appeal-board/appeals-and-interferences-statistics-page>

Federal Register 上の本告知は以下を参照。

<https://www.federalregister.gov/documents/2020/07/02/2020-14244/fast-track-appeals-pilot-program>